

伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例（令和3年伊丹市
条例第1号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第
3項の規定に基づき，伊丹市人権教育・啓発施策審議会（以下「
審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調
査審議し，答申する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する基本方針の策定及び見直し
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか，人権教育及び人権啓発の推進に
関する重要事項

（組織）

第3条 審議会は，委員8人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，必要の都度，市長が委嘱し，
又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市民

（任期）

第4条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から当該諮問に係る調査
審議の終了の日までとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関
し必要な事項は，規則で定める。

付 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例施行規則（令和3年
伊丹市規則第40号）

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例（令和3年伊丹市条例第1号）第5条の規定に基づき伊丹市人権教育・啓発施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課において処理する。

（細則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議を公開することにより、市民参画と協働によるまちづくりを一層推進するとともに、市政の透明性や公平性を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令、条例の定めるところにより、審議、審査、調査を行うために設置された附属機関をいう。

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号。）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる場合を除く。

2 前項ただし書の場合において、伊丹市情報公開条例第7条の各号のいずれかに該当する情報を他の審議内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開を行うものとする。

3 審議会等は、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第4条 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続及び遵守事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第5条 会議録は、会長が作成する。

2 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員、専門委員及び関係人の氏名
- (3) 議題及びその内容
- (4) 議事の要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

3 会議録は、会議の初めに会長が指名した2人の出席委員が署名する。

4 会議録は、事務局において保存する。

(審議会等設置の周知)

第6条 執行機関は、審議会等を設置したときは、速やかに、市の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）等に次に掲げる事項を登載し、市民に周知するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、非公開情報が含まれる場合はこの限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 審議会等の所掌事項
- (3) 委員の人数及び任期
- (4) 委員名簿
- (5) 担当課連絡先

(会議開催の周知)

第7条 執行機関は、審議会等が開催されるときは、会議開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。ただし、緊急に開催される会議については、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴の可否及び非公開とする場合はその理由
- (5) 傍聴の定員及び傍聴の受付方法
- (6) 前号に規定する傍聴に関する事項の概要
- (7) 連絡先

(会議録等の公開)

第8条 執行機関は、審議会等から会議録の写し又は答申書等（以下「会議録等」という。）の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる方法によりその内容を公開するものとする。ただし、会議録の内容に非公開情報が含まれている場合を除く。

- (1) 会議録等の行政資料コーナー又は担当課窓口への備付け
- (2) ホームページへの登載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、執行機関が適切と認める方法

2 前項ただし書きの場合において、非公開情報を会議録等の他の内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により会議録等を公開せず、又は部分公開とするときは、執行機関は、その旨及びその理由をホームページ等に登載するものとする。

付 則

この指針は、平成13年11月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成29年9月8日から施行する。

○伊丹市情報公開条例（平成15年3月27日条例第5号）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）

（2） 法人その他の団体（市、国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（3） 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で法人等又は個人から任意に提供された情報であって、当該法人等又は当該個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、その他公共の安全の確保又は秩序

の維持に支障が生じると認められる情報

(5) 市並びに国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるなど、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるもの。ただし、意思形成の基礎となった事実に関する情報を除く。

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができないと認められる情報

（公文書の部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、公文書の公開を行わなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

伊丹市人権教育・啓発施策審議会傍聴要領（案）

（目的）

第1条 伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）第4条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

（傍聴定員）

第2条 会長は、会議の開催場所の規模等により傍聴者の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決めるものとする。

（傍聴者の決定）

第3条 傍聴希望者は、会議の開会予定時刻30分前までに、氏名、住所を受付簿に記入し、会長の許可を得た上で傍聴することができる。

（傍聴することができない者）

第4条 次に該当する者は傍聴することができない。

- （1）銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4）笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1）静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
- （2）騒ぎ立てない。
- （3）示威的行為をしない。
- （4）飲食、喫煙をしない。
- （5）前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

4 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

（傍聴者への資料配布）

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認め

た資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、指針第3条第1項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者が、この要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。